

京都市消防局訓令甲第12号

各 部

消防団・自主防災推進室

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防局災害活動組織規程の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

京都市消防局長 井上 元次

第4条第5項中「副消防指令センター長は、」の右に「消防司令長、」を、「以下」の右に「第5条第4項、」を加え、「及び第15条第4項」を「、第15条第4項及び第16条第5項」に改める。

第10条第4項中「副指揮隊長は、」の右に「消防司令長又は」を加える。

別表第1第2項の表備考以外の部分中「警防班」を「司令班」に、「支援班」を「管理班」に改める。

別表第3上京警防本部の項中「大型はしご車」を「屈折はしご車」に、

「

北野救急隊	救急車	上京消防署北野消防出張所
-------	-----	--------------

を

」

「

北野救急隊	救急車	上京消防署北野消防出張所
北野日勤機動救急隊	救急車	

に改め、

」

同表中京警防本部の項中「ポンプ車、速消小型水槽車」を「小型水槽車」に、

「

壬生救急隊	救急車	を	壬生救急隊	救急車、高度救急救護車
-------	-----	---	-------	-------------

に改め、

」

」

同表山科警防本部の項中「、電源照明車」を削り、「大型はしご車」の右に「、電源照明車」を加え、同表下京警防本部の項及び右京警防本部の項中「ポンプ車、速消小型水槽車」を「小型水槽車」に改める。

別表第5指揮支援の項の次に次の1項を加える。

現場活動支援

特別装備隊が災害現場活動に対して、消防機械運用等の技術的支援、助言及び指導並びに備蓄器材等を提供する活動をいう。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(消防局警防部警防課)